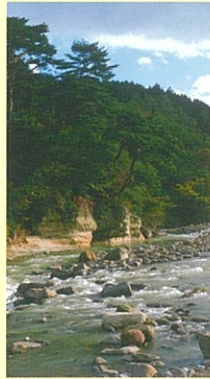


広瀬川の清流を守る条例

環境保全区域のあらまし



広瀬川の清流を、
将来の世代に
継承していくために



はじめに

■ 広瀬川について

広瀬川は、奥羽山脈の関山峠付近に源を発し、名取川と合流するまで約45kmにわたり、本市を貫流する川です。

「杜の都のシンボル」、「アユが棲む清流」として市民に親しまれ、大都市中心部にありながらも、渓谷さながらの景観を有し多くの貴重な動植物を見ることができる、全国的にも希有な川です。



■ 広瀬川の特徴



- 自然がけと河岸の緑が調和する景観
 - 百種類を超える野鳥が確認され、ヤマセミ、カワセミ、チョウゲンボウなど市街地の河川では珍しいものも見られる
 - 清流にしか棲まないアユやカジカガエルが見られる
- ※山地の渓流に生息するカエルで、雄は美しい声で鳴く。



広瀬川に関するホームページ：<http://www.hirosegawa-net.com/>

■ 広瀬川の清流を守る条例

本市は、広瀬川の豊かな自然環境と清流にふさわしい良好な水質を保全するため、昭和49年に、「広瀬川の清流を守る条例」を制定いたしました。

条例に基づき、広瀬川の流域では河岸の自然環境を守るための「環境保全区域」、水質を守るための「水質保全区域」を指定しています。

環境保全区域

水質保全区域

■ 環境保全区域について

環境保全区域は、広瀬川河岸の豊かな自然環境や自然がけと緑が調和する景観を守り、地域の緑化をさらに推進するための区域です。

このため、環境保全区域内では、建築物の規模の抑制、既存樹木の伐採制限、緑化の推進などに関する基準を設けており、禁止している行為や許可が必要な行為が決められています。

■ 環境保全区域に関する手続き

■ 許可が必要な行為

環境保全区域内で次の行為を行う場合は、許可が必要となります。

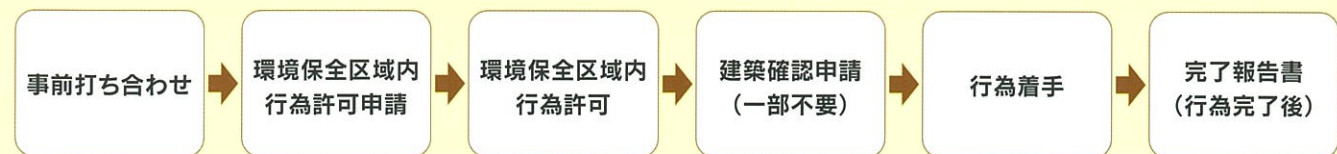
- 建築物、工作物の新築、改築、増築又は移転
- 宅地の造成
- 土地の開墾
- 土石の採取又は集積
- 土地の区画形質の変更
- 水面の埋立て又は干拓
- 木竹の伐採
- カジカガエルの捕獲又は採取
- 工作物の色彩の変更

■ 許可が不要なもの

次の行為を行う場合、許可は不要です。

- 間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- 建築物が既にある敷地内における、門、生垣、アンテナ等の設置
- 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- 面積100㎡以下の作庭(自然がけに手を加えないもの)
- 5m(河川に接する土地は3m)以下の木竹の伐採で一回当たりの伐採面積が100㎡以下の場合(自然がけに自生する木竹を除く。特別環境保全区域を除く。)
- 土地の分筆、合筆

■ 手続きの流れ



- 許可申請書は、2部提出願います。
- 建築行為を伴う場合は、**建築確認申請前**に環境保全区域内行為許可申請をお願いいたします。
- 完了報告書には、環境保全のための空地の確保状況、建築物等の色などが判別できる写真を貼付し1部提出願います。
- 許可内容について変更が生じた場合、再申請が必要になります。

お問い合わせ

河川課 214-8327

環境保全区域における許可基準のあらまし

建築物等の高さや大きさのルール

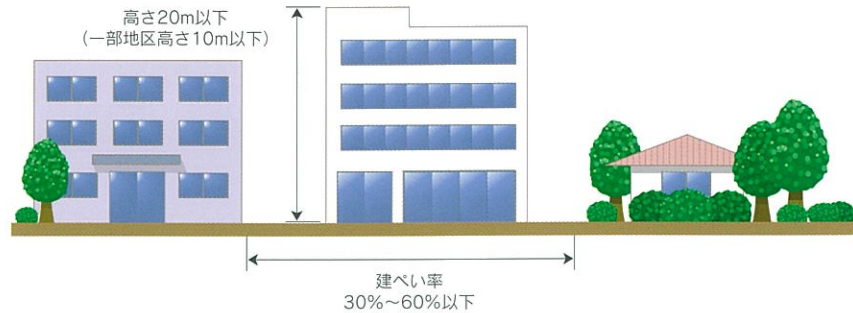
建築物等の高さや大きさのルールを設け、圧迫感のある大きな建物が河岸に建たないようにします。

許可基準

■建築物等の高さ

- 特別環境保全区域及び第一種環境保全区域内の市街化調整区域：10m以下
- 第一種環境保全区域内の市街化区域及び第二種環境保全区域：20m以下

■建ぺい率 30%～60%以下
(用途地域等の指定状況により異なります。裏表紙参照)



空地に関するルール

空地に関するルールを設け、緑豊かな河岸の環境づくりを目指します。

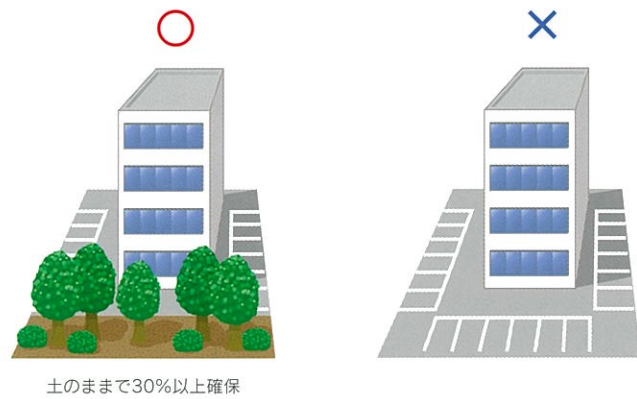
許可基準

■緑化ができる状態で、敷地の30%以上の土地を空地として確保(河川に接した土地では、川岸に沿って確保)。

■駐車場、通路は空地に含まれません。

■敷地が狭隘な場合は30%の確保率を減らすことができます。

■生垣や屋上緑化を実施する場合、植栽の面積を空地面積に加算することができます(最大15%)。



木竹の伐採のルール

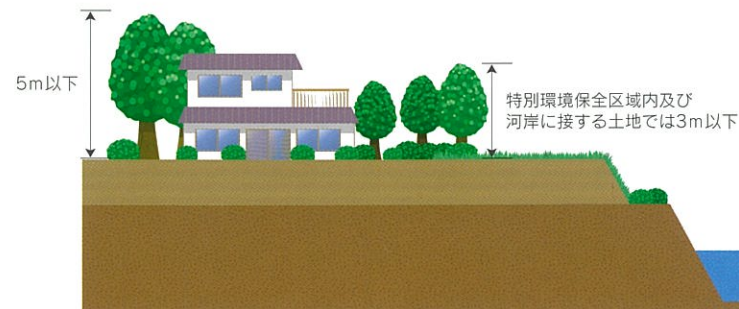
木竹の伐採のルールを設け、河岸の緑を失わないようにします。

許可基準

■5m(一部地区は3m)以下であるもの(この高さでも伐採できない場合があります)。

■林業のための伐採で森林の回復を図る場合は、高さによらず伐採できる場合があります。

■土地の利用上やむを得ない場合で十分な保全措置を行う場合は、高さによらず伐採できる場合があります。



屋根や壁のルール

屋根や壁の色のルールを設け、河川と調和し、統一感のある環境づくりを目指します。

許可基準

■周辺の土地の自然的環境と著しく不調和にならず、緑に調和するよう、明るさや鮮やかさを抑えた暖色系の色とします。(マンセル色体系による)

- 色相(色み)
色あいの違いを表しています。
- 明度(明るさ)
明るい、暗いといった色の明るさの程度を表しています。
- 彩度(あざやかさ)
鮮やかな、にぶいといった色みの強さを表しています。

■屋根その他これに類するもの
色相:2.5Rから5YRの範囲内であること
明度: } 明度の値と彩度の値を加えた値が
彩度: } 10以下の範囲内であること

■外壁その他これに類するもの
色相:2.5Rから5Yの範囲内であること
彩度:2以下であること

マンセル色体系とは

色知覚の三属性(色相・明度・彩度)を尺度化した色表示方法をいいます。色相により基本となる色みが決まり、色相毎に明るさ、鮮やかさに細分化されます。

例: 5 R 6 / 2
(色相) (明度) / (彩度)

色相とは

マンセル 20 色相環

■屋根に使用可能な色の範囲

■外壁に使用可能な色の範囲

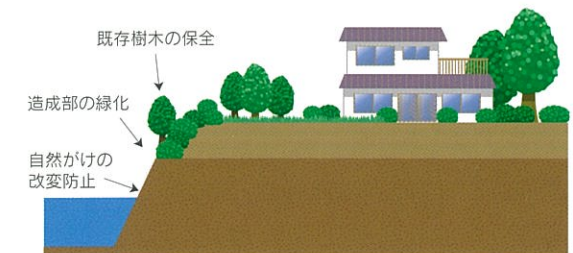
明度、彩度とは

色相5Rでの明度・彩度表

宅地の造成に関するルール

河岸で切土や盛土を実施する場合に、河岸環境に対する影響を抑制します。

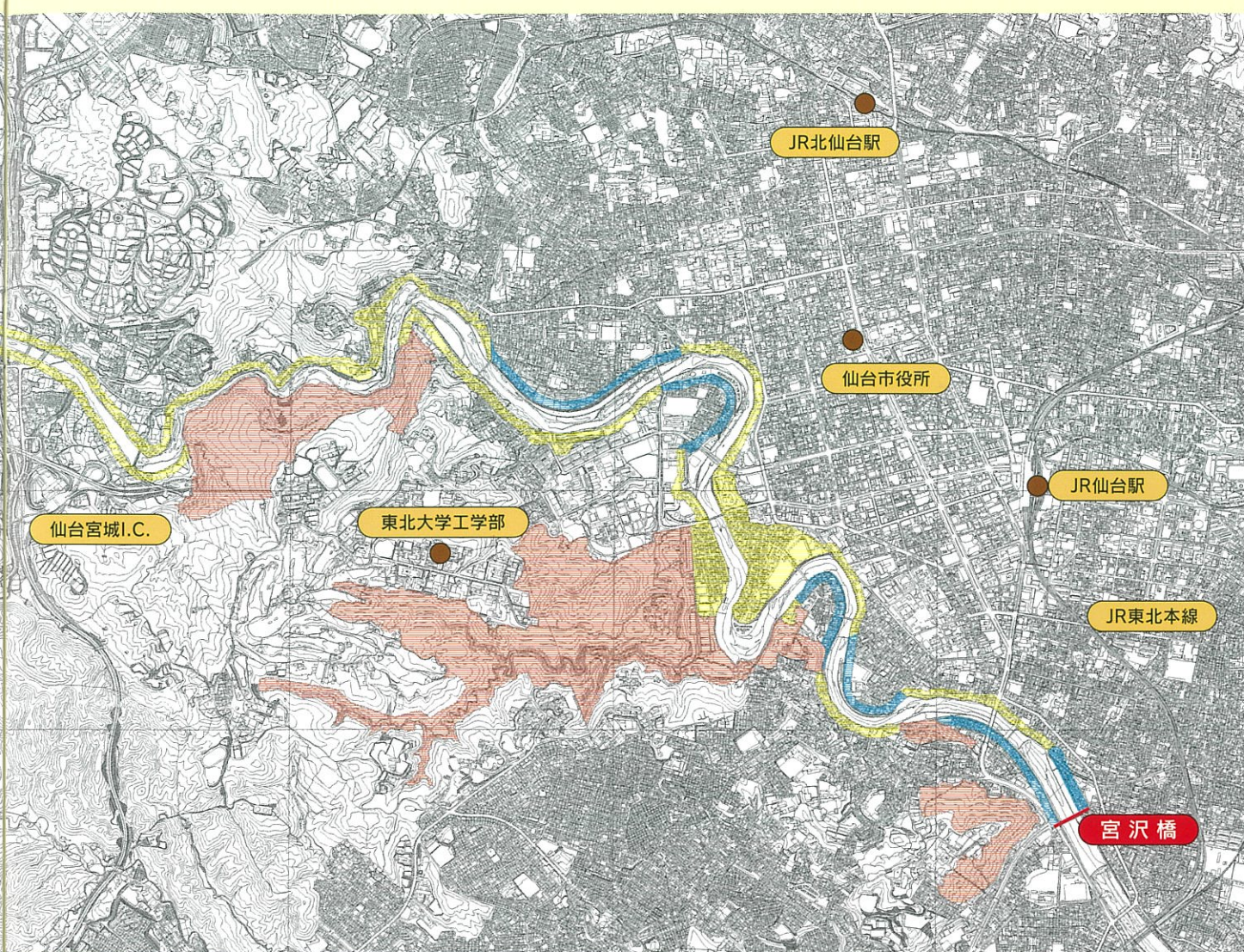
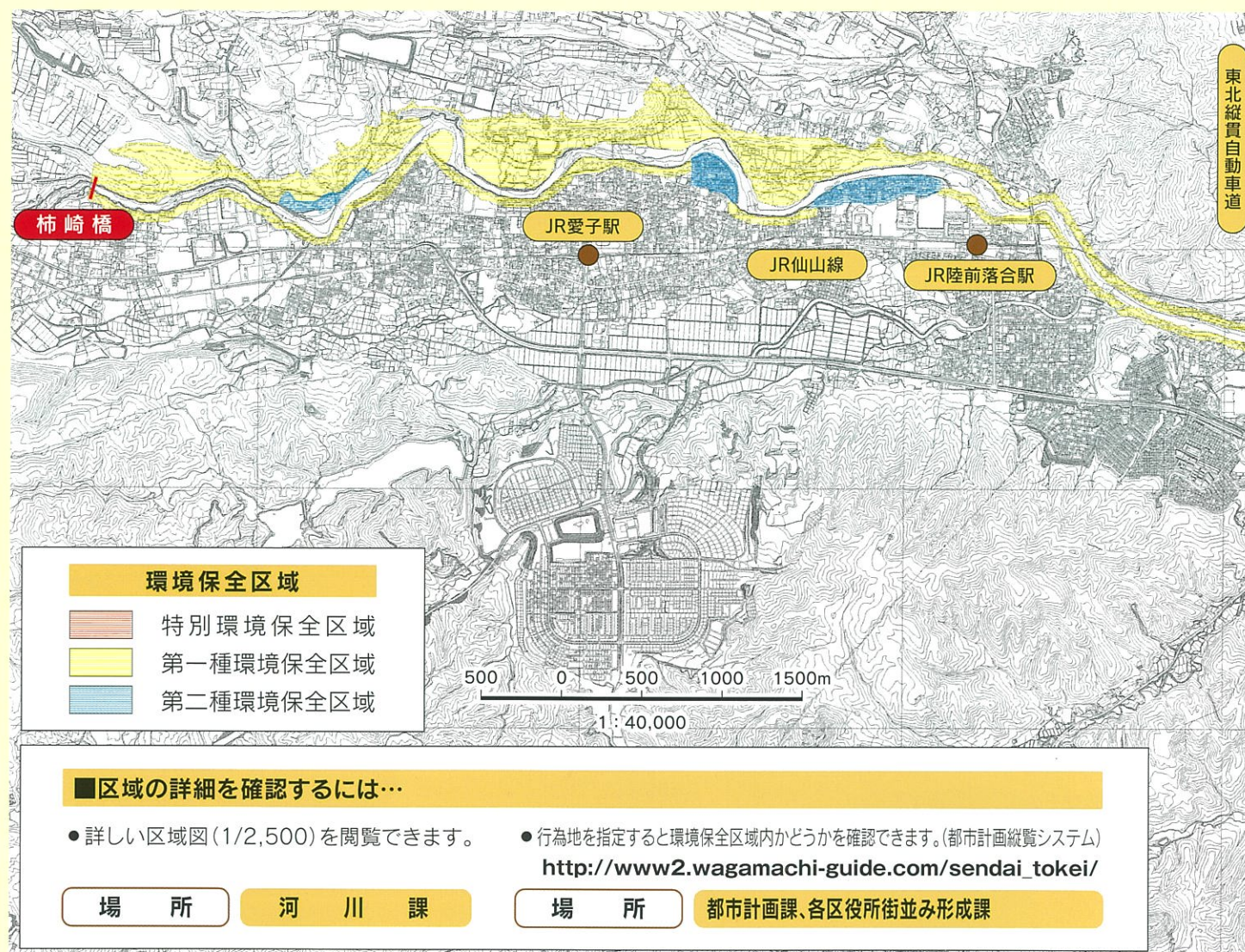
■河岸で切土や盛土を実施する場合に、河岸環境に対する影響をできるだけ抑制します。



その他

土地の開墾、土石の採取、土石の集積、その他土地区画形質の変更について、ルールがあります。

■環境保全区域の範囲



■緑を増やすために

■環境保全区域に関する許可手続きを取られた方には、樹木をお配りしています。

お問い合わせ 河川課 214-8327

■環境保全区域に関する許可手続きを取られて3年以内の方は、樹木を植える際に費用の助成が受けられます。

お問い合わせ 河川課 214-8327

■生垣をつくる際に費用の助成が受けられます。

お問い合わせ 百年の杜推進課 214-8389

※緑化に関する助成は重複して受けることはできません。

■水質保全区域について

広瀬川全流域の水質を守るため、水質保全区域を指定しています。清流として水質管理基準を広瀬川のシンボルであるアユが息できる水質条件とし、水域毎の許容負荷量と排出規制基準を定めています。

水質保全区域内の工場、事業所、住宅団地、共同住宅等から排出される排水について水質規制がありますので、排水処理施設を設置する場合は工場等排水許可申請を行う必要があります。詳しくは環境対策課へお問い合わせください。(公共下水道を利用する場合は申請不要)

お問い合わせ 環境局 環境対策課 214-8223

環境保全区域における許可基準

■高さ制限

	市街化区域	市街化調整区域
特別環境保全区域	10m以下	10m以下
第一種環境保全区域	20m以下	10m以下
第二種環境保全区域	20m以下	20m以下

■環境保全のための空地の確保

敷地面積の30%以上確保(河川に接した土地では、これが河岸線に沿って確保すること)。生け垣等を設置する場合、敷地が狭隘な場合を除く。

■建ぺい率

用途地域等※	市街化区域								市街化調整区域
	第一種、二種低層住居	第一種、二種中高層住居	第一種、二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	
特別環境保全区域における建ぺい率	30%以下	30%以下	30%以下	30%以下	30%以下	30%以下	30%以下	30%以下	30%以下
第一種環境保全区域における建ぺい率	40%以下	50%以下	50%以下	50%以下	60%以下	60%以下	50%以下	50%以下	40%以下
第二種環境保全区域における建ぺい率	50%以下	60%以下	60%以下	60%以下	60%以下	60%以下	60%以下	60%以下	50%以下

※用途地域等は都市計画で定められています。(用途地域等のお問い合わせ:都市計画課、各区役所街並み形成課)

■色彩の制限

工作物の部分	色相	明度	彩度
屋根	2.5Rから5YRの範囲内であること	明度の値に彩度の値を加えた値が10以下の範囲内であること	彩度の値に明度の値を加えた値が10以下の範囲内であること
外壁	2.5Rから5Yの範囲内であること		2以下であること

※色体系は、マンセル色体系による。

■環境保全区域内の行為の制限

	宅地の造成	土地の開墾	土石の採取	土石の集積	その他土地区画形質の変更	木竹の伐採※
特別環境保全区域			学術研究のために行うもの。	面積が100㎡、高さが2mまでのもの。ただし、河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、載荷量が1㎡につき3t以下であるもの。	建築物の存する敷地内に限られ、長さ10m以下、高さ1m以下の盛土・切土で、自然がけに人工を加えないもの。	建築物の存する敷地内に限られ、高さが3m以下(株立ちした木竹は1m以下)であるもの(自然がけに自生しているものを除く)。
第一種環境保全区域	河川に接した土地では、高さが1m以下の盛土・切土で、河岸線から2m以上離れているもの。造成後の地貌が周辺の自然的環境と不調和とならず、自然がけの保全に支障を及ぼさない場合を除く。	特になし	河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、地表から1m以内で行われるもの(学術研究のために行うものを除く)。	河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、載荷量が1㎡につき3t以下であるもの。	自然がけに人工を加えないもの。	高さが5m以下(株立ちした木竹は1m以下)であるもの。ただし、河川に接した土地では、高さが3m以下(株立ちした木竹は1m以下)であるもの(自然がけに自生しているものを除く)。
第二種環境保全区域	河川に接した土地では、高さが2m以下の盛土、高さが1m以下の切土で、河岸線から2m以上離れているもの。造成後の地貌が周辺の自然的環境と不調和とならず、自然がけの保全に支障を及ぼさない場合を除く。	特になし	河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、地表から1m以内で行われるもの(学術研究のために行うものを除く)。	特になし	特になし	高さが5m以下(株立ちした木竹は1m以下)であるもの。ただし、河川に接した土地では、高さが3m以下(株立ちした木竹は1m以下)であるもの(自然がけに自生しているものを除く)。

※木竹の伐採の例外規定

- 土地の利用上やむを得ない場合の伐採で、講じられる措置が適切であると市長が認める場合
- 林業等のための民有林の伐採であって、森林の回復を図るために講じられる措置が適切であると市長が認める場合

お問い合わせ

建設局 河川課 広瀬川創生室 電話:022-214-8327

再生紙を使用しています。